

## 小浜市個人情報保護条例 第6章 罰則 解釈運用基準

### 第61条関係

第61条 実施機関の職員もしくは実施機関の職員であった者または第12条第2項の受託事務等に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物あって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成されたもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、公文書に記録された個人の秘密に属する事項の集合物で、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成されたものを提供した場合の罰則を定めたものです。

#### 【解釈】

- 1 「実施機関の職員」とは、条例第2条第2号に規定する実施機関（市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会および固定資産評価審査委員会）の職員と同様です。また、「実施機関の職員であった者」とは、過去に職員であった者が、退職、辞任、免職等により実施機関の職員でなくなった者をいいます。
- 2 「受託事務等に従事している者もしくは従事していた者」とは、実施機関から委託を受けた事務または指定管理者が行うこととされた事務に従事している者もしくは過去に従事していた者をいいます。
- 3 「正当な理由」とは、利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合、第8条第1項各号および第9条に該当する場合をいいます。
- 4 「個人の秘密に属する事項」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するものをいい、非公知性および秘匿の必要性を具備していなければいけません。
- 5 「特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成されたもの」とは、氏名、生年月日、記号、整理番号等により特定の個人情報が検索できるように体系化されていることをいいます。
- 6 「その全部または一部を複製し、または加工したもの」とは、職員等が勝手に複製または加工したものが、必ずしも公文書に該当するとは限らないことから、これらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することとなるため、この旨を明記しました。  
「複製」とは、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスク等に複写することを意味し、「加工」とは、データベースの内容に変更を加え、データを並び変えたり、選択的に抽出することをいいます。
- 7 「提供」とは、本条の個人情報を第三者が利用できる状態に置く行為をいいます。例えば、ネットワークを通じた提供や光ディスク等の記録媒体の提供だけでなく、パスワード等を第三者に渡して当該情報を管理するシステムを直接操作させることも含まれます。
- 8 本条が対象としているのは、電磁的記録であり、データベースから出力されたリスト等の提供は、次条または地方公務員法第34条の対象となります。

## 第62条関係

**第62条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、その業務に関して知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した場合の罰則を定めたものです。

### 【解釈】

- 1 「前条に規定する者」とは、第61条の解釈を参照。
- 2 「その業務に関して知り得た保有個人情報」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務か否かは問いません。また、個人の秘密に関わるか否か、電子計算機処理がなされているか否か等、その内容・形態に関係なく知り得た個人情報をいいます。
- 3 「保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したとき」とは、本条の対象が個人の秘密に限られず保有個人情報と広いことから、提供行為のうち、自己または第三者の不正な利益を図る目的で行われるもの限定しています。「盗用」とは、自己または第三者の利益のために不法に利用することをいいます。
- 4 本条の罪の対象となるには、不正な利益を図る等の意図が存在することが要件となっています。

このため、第12条（※）に違反する行為であっても、本条が適用されない場合もあります。

### ※ （職員等の義務）

第12条 実施機関の職員または職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

- 2 前条第2項に規定する場合において、受託事務等に従事している者または従事していた者は、当該受託事務等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

## 第63条関係

第63条 第11条第2項(※)に規定する受託事務等を行うものの代表者または代理人、使用人その他の従業者が、当該受託事務等に関して、第61条または前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託事務等を行うものに対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 【趣旨】

本条は、いわゆる両罰刑に関するもので、受託事務等に従事している者等が第61条または第62条の罪を犯した場合には、当該行為者だけでなく受託事務等を行うものに対しても罰金刑を科することを定めたものです。

### 【解釈】

- 1 個人情報の保護の実効性をより担保するために、受託事務等に従事している者等に対する罰則だけでなく、当該受託事務等を行うものに対しても罰金刑を科しています。
- 2 当該受託事務等を行う者が負っている第11条2項の義務違反に対する罰則です。

### ※ (安全確保の措置)

- 第11条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部もしくは一部の委託を受けた者または個人情報を取り扱う事務の全部もしくは一部を行うこととされた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が、当該委託を受けた事務または指定管理者が行うこととされた事務(以下「受託事務等」という。)を行う場合について準用する。

## 第64条関係

第64条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員が職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものです。

### 【解釈】

- 1 「**実施機関の職員**」は、条例第2条第2号に規定する実施機関の職員と同様です。
- 2 「**職権**」とは、実施機関の職員が有する職務権限をいいます。「**職権を濫用して**」とは、当該職務権限を違法・不当に行使することをいいます。
- 3 「**専らその職務の用以外の用に供する目的**」とは、当該職員の職務の用以外の用に供する目的をいいます。自己または第三者の不正な利益を図る目的であるかどうかは問わないので、単に好奇心を満足させる目的の場合も含まれます。
- 4 「**個人の秘密**」は、第61条と同様です。
- 5 「**収集**」とは、文書、図面または電磁的記録を集める意思をもって、進んで集め取る行為で、文書等を自己の所持に移すことが必要です。単に閲覧することは含みませんが、文書をコピー機で複写し写しを取ることや、電磁的記録を自己のUSBメモリーに複写することは収集に当たります。

## 第65条関係

第65条 第45条第2項(※)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則を定めたものです。

### 【解釈】

個人情報保護審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法の守秘義務規定は適用されません。このため、第45条第2項において委員の守秘義務を規定しており、当該規定に違反した場合には罰則を科すことにより、守秘義務の遵守を担保するものです。

審査会には、開示および訂正の請求に対する決定について不服申立てがあった場合に、インカメラ審査を行う権限等があります。

また、是正の申出に対する措置についての意見聴取等があった場合にも、個人情報に触れる機会があります。

このため、審査会の委員は、条例上守秘義務を負うとともに、この守秘義務を確実なものとするため、罰則を科すものです。

### ※ (委員等)

第45条 委員会の委員、会長および会議に関する事項は、次項に定めるもののほか、情報公開条例で定める。

2 委員は、個人情報の保護に関して、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## 第66条関係

第66条 第61条、第62条、第64条および前条の規定は、**市の区域外**においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

### 【趣旨】

本条は、第61条、第62条、第64条および第65条の違反行為を行った場合には、市の区域外であっても罰則を適用することを定めたものです。

### 【解釈】

- 1 「**市の区域外**」とは、本市の区域以外をいい、国内・国外を問いません。
- 2 第61条または第62条は行為者を罰するものですが、第63条は、当該行為者に対する責任監督を問うものであるため、本条から除かれています。しかし、市の区域外にある事業者等であっても、従事している者等が違反行為をした場合には、第63条の適用を受けるものであります。

## 第67条関係

第67条 **偽りその他不正の手段**により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の**過料**に処する。

### 【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、不正な手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すことを定めたものです。

### 【解釈】

- 1 「**偽りその他不正の手段**」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実ではないまたは不正なものをいいます。例えば、他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の情報の開示を受ける場合や、代理人による開示請求のための「やむを得ない理由」が存在しないにもかかわらず、診断書を偽造して開示を受ける場合等が考えられます。
- 2 本条の「**過料**」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰です。保有個人情報の中には個人の秘密に該当しないものもあることから、刑罰でなく過料としたものです。